

**令和8年度地域の観光資源を活用した地域周遊観光促進事業費補助金
審査要領**

1 目的

この要領は、公益社団法人静岡県観光協会（以下、「協会」という。）が、地域の観光資源を活用した地域周遊観光促進事業費補助金（以下、「本補助金」という。）の補助事業者を選定するための審査方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査の方法

(1) 審査の手順

本補助金公募要領3(5)に定める申込者からの提出書類（以下「申込書」という。）に基づき、資格判定、事業内容の審査を行った上で予算の範囲内で採択する。

(2) 審査の方法及び基準

①要件審査

申込書の受理に当たり、次の項目を確認し、適正と判断したもののみを受理する。

確認項目	確認内容
事業の適合性	本補助金公募要領2(1)補助対象事業及び同公募要領2(2)補助対象者に定めた要件を満たす事業であること。

②事業有効性審査

申込書により、審査委員会による事業有効性審査を行う。

審査委員会は、以下の表に掲げる審査基準に基づき審査を行い、全委員による評価合計点の得点率において順位付けをした上で、交付申請見込額の合計額が予算の範囲内のものを上位から採択する。

ただし、採点の結果、次のいずれかに該当した場合は、採択候補としない。

- ・出席審査委員の採点の平均点数が12点に満たないもの。
- ・審査基準のうち1つでも、不十分である（1点）の判定を2人以上の審査委員から受けたもの。

審査項目	評価	評価基準
以下、ア～エに定める4項目	5	極めて優れている
	4	優れている
	3	普通
	2	やや不十分である
	1	不十分である

【審査基準】

区 分		内 容	配点
事業 有効性 審査	ア 事業の 魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体がこれまでに行ったことがない新しい観光商品であるか。 ・交通関連事業者及び地域の関係者と連携し、地域内の移動も含めた企画は旅行者にとって魅力的なものとなっているか。 ・他のサービス等と差別化できるものとなっているか。 	5
	イ 計画の 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書に事業概要や成果目標などが明確に示されているか。 ・計画に沿って事業を進められる組織体制となっているか。 ・事業実施年度中に販売が実施できるか。 	5
	ウ 事業の 将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に事業化ができる計画となっているか。 ・翌年度以降における販売の継続性が期待できるか。 	5
	エ 経費の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に整合する経費が計上されているか。 ・各経費の積算が合理的で適切なものとなっているか。 	5

附則

この要領は、令和8年4月24日から施行する。